

荒川区町会連合会会議次第

1 会長あいさつ

2 区民生活部長あいさつ

3 議題

(1) 関係団体からの依頼事項

①「あらかわの心」推進運動区民委員会幹事の推薦について

(「あらかわの心」推進運動区民委員会) …………… 2～12ページ

②荒川区地域魅力発信事業について

(荒川区地域魅力発信実行委員会) …………… 13～14ページ

(2) 区からの依頼事項

③令和7年度「新エコ助成」チラシの回覧について

(環境課) …………… 15～17ページ

④令和7年度フレイル予防講座「楽しく続ける ひざ痛予防」のポスター掲示について

⑤荒川ころばん体操の紹介について

(健康推進課) …………… 18～19ページ、別途資料

⑥第17回あらかわ「社明」コンサートについて

(総務企画課) …………… 20～21ページ、別添資料

⑦木造住宅に対する耐震化支援事業周知ポスター掲示について

(住まい街づくり課) …………… 22～23ページ

⑧防犯カメラ設置に係る補助金の改正について

(生活安全課) …………… 24ページ

⑨伴走支援サポート事業について

(区民課) …………… 25～27ページ

(3) 東京都からのお知らせ

⑩東京防災学習セミナーについて

⑪パパママ東京ぼうさい出前教室について

⑫犯罪お悩みなんでも相談窓口の設置について

⑬講師おまかせスマホ教室について

⑭町会・マンションみんなで防災訓練について

⑮まちの応援事業について

(区民課) …………… 28～38ページ、別添資料

(4) その他のお知らせ

⑯連合町会長会議資料のホームページ掲載について

(区民課) …………… 資料なし

4 情報交換

5 次回 令和7年6月5日(木) 午後2時 議員待遇者控室

7あらかわの心第1号
令和7年5月7日
(公印省略)

町会連合会会長 各位

「あらかわの心」推進運動
区民委員会 会長 五十嵐 孝之

「あらかわの心」推進運動区民委員会
幹事の推薦について(依頼)

新緑の候、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、「あらかわの心」推進運動に御理解、御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、「あらかわの心」推進運動区民委員会では、活動の推進を図るため幹事会を設置し、皆様の御協力のもと、2年を任期とする幹事を選任してまいりました。

この度、現幹事の任期が令和7年6月末日をもって満了を迎えます。

つきましては、引き続き今後の幹事会の一層の充実を図りたく、貴団体より次期幹事をご推薦くださいますよう、お願い申し上げます。

記

1 幹事の推薦について

「あらかわの心」推進運動の普及・啓発のための企画・立案、広報活動を実践いただける方を御推薦ください。

※ 幹事会を年6回実施予定です。(原則として、区役所内会議室にて、午後7時から1時間程度)

2 幹事の任期について

令和7年7月1日から令和9年6月30日まで(2年間)

3 回答方法

別紙「幹事推薦意向確認表」に御記入の上、同封の返信用封筒により御返送ください。

4 推薦期限

令和7年6月2日（月）必着

5 添付書類

- 資料1 「あらかわの心」推進運動区民委員会幹事の改選
について
- 資料2 「あらかわの心」推進運動区民委員会規約
- 資料3 「あらかわの心」推進運動区民委員会幹事会規程

（事務局）

〒116-8501 荒川区荒川 2-2-3

荒川区子ども家庭部児童青少年課

青少年育成係 担当 石橋

電話 03-3802-3111 内線 3833

FAX 03-3802-3174

「あらかわの心」推進運動区民委員会 幹事推薦意向確認表

任期：令和7年7月～令和9年6月

団 体 名 _____

ふりがな
委員氏名 _____

ふりがな
連絡担当者 _____

電 話 番 号 _____ (_____) _____

いずれか当てはまるものに○をつけてください

- 引き続き、現幹事の _____ 氏 を推薦します。
- 今期の推薦はありません。
- 新たに推薦します。(↓以下の推薦書の記載をお願いします。)

推薦書

令和7年 月 日

「あらかわの心」推進運動区民委員会幹事会幹事に下記の方を推薦します。

ふりがな

幹事氏名 _____

住 所 _____

電話番号 _____ (_____) _____

FAX 番号（任意） _____ (_____) _____

メールアドレス（任意） _____

※事前に被推薦者に意向の確認をお願いいたします。

※委員自身が幹事に立候補する場合も同様に推薦書の記入をお願いいたします。

※推薦人数に上限はありません。

お手数をおかけしますが、御推薦いただける方ごとに推薦書の提出をお願いいたします。
(必要に応じて、推薦書はコピーしていただいて構いません)

「あらかわの心」推進運動区民委員会 幹事の改選について

「あらかわの心」推進運動区民委員会規約 （抜粋）

（幹事会）

第 16 条 **区民委員会の会議を補佐するため、区民委員会に幹事会を置く。**

2 幹事会に必要な事項は、会長が別に定める。

「あらかわの心」推進運動区民委員会幹事会規程 （抜粋）

（趣旨）

第 2 条 幹事会は、「あらかわの心」推進運動～心をつなぐ 5 つの取り組み～（以下「5 つの取り組み」という。）の柱である「笑顔であいさつしよう」「きまりを守ろう」「思いやりを持とう」「いろいろな体験をしよう」「見守り、声をかけよう」に則した活動を区民すべてが実践していくよう、この運動の推進を図るものとする。

（活動内容）

第 3 条 幹事会は、前条の趣旨にもとづき、次の事業活動を行う。

- （1） 5 つの取り組みに則した活動の企画に関すること。
- （2） 5 つの取り組みに則した活動の広報・啓発活動に関すること。
- （3） その他、5 つの取り組みに則した具体的実践活動に関すること。

（構成）

第 4 条 幹事会を構成する幹事は、第 2 条の目的に賛同する区内関係団体等及び公的機関の代表者又はその推薦による者若しくは会長の推薦による者とする。

2 **幹事の任期は 2 年とする。**

⇒令和 7 年度は幹事改選の時期であり、新しく就任・継続いただく場合のいずれも、委員や会長からの推薦が必要である。

（次期の任期：令和 7 年 7 月 1 日～令和 9 年 6 月 30 日）

〔幹事改選スケジュール（案）〕

5 月中旬 参加団体等へ推薦依頼 ➡ 6 月上旬 推薦書回答期限

6 月中旬 被推薦者へ承諾書送付 ➡ 6 月下旬 承諾書返送期限

（承諾書が事務局に届き次第、委嘱状を作成）

7 月 1 日 次期幹事決定（7 月開催予定の第 2 回幹事会にて委嘱状交付）

◆幹事の役割

- ・幹事会への出席(年6回ほど、4月・7月・9月・11月・1月・3月)
- ・啓発事業の検討や従事

※近年の主な会議(幹事会)内容

- ・新啓発物品の検討
- ・「あらかわの心」ニュース(年2回)への寄稿・内容検討
- ・事業内容の検討・従事者の決定

※近年の主な運営事業

- 4月……………川の手荒川まつりにおける「あらかわの心」寸劇の公演、
ブース出展(カルタクイズの実施・啓発物品の配布)
- 10月～11月……各地区子どもまつりにおけるブース出展
(「あらかわの心」カルタ会の実施・啓発物品の配布)
- 2月……………カルタ大会の開催、三河島ひろば館まつりへの出展
(「あらかわの心」カルタを使ったビンゴ大会(啓発物品の配布))



川の手寸劇



川の手ブース



カルタ会



カルタ大会



啓発物品



※事前に被推薦者に意向の確認をお願いいたします。

※委員自身が幹事に立候補する場合も同様に推薦書の記入をお願いいたします。

※所属団体から何名推薦いただいても構いません。

お手数をおかけしますが、人数分の推薦書の提出をお願いいたします。

「あらかわの心」推進運動区民委員会規約

平成17年4月19日 決定

平成18年7月 5 日 改正

平成19年5月21日 改正

平成24年4月18日 改正

令和2年5月19日 改正

令和4年12月1日 改正

(名称)

第1条 本会は、「あらかわの心」推進運動区民委員会（以下「区民委員会」という。）と称し、事務局を荒川区子ども家庭部児童青少年課青少年育成係に置く。

(目的)

第2条 区民委員会は、「あらかわの心」推進運動（以下「推進運動」という。）の効果的な推進に必要な協議、調整を行うことにより、推進運動を区民すべての運動として実践していくことを目的とする。

(事業)

第3条 区民委員会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 推進運動に則した事業の実施に関すること。
- (2) 推進運動の普及・啓発に関すること。
- (3) その他、推進運動の目的を達成するために必要な活動に関すること。

(委員)

第4条 区民委員会を構成する委員は、第2条の目的に賛同する区内関係団体及び公的機関の代表者又はその推薦による者とする。

2 前項の区内関係団体及び公的機関は、別表（例示）のとおりとする。

(役員)

第5条 区民委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 会計
- (4) 監事

(役員の職務等)

第6条 会長は、第4条第1項の委員の中から互選により選出する。

- 2 会長は、区民委員会を代表し、その事務を総括する。
- 3 副会長、会計、監事は、委員の中から会長が指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 5 会計は、区民委員会の会計事務を処理する。

6 監事は、区民委員会の会計の執行状況を監査し、その結果を区民委員会に報告する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は3年とする。ただし、補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任することができる。

(顧問及び相談役)

第8条 区民委員会に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は区民委員会の議決により会長が委嘱する。

(賛助会員)

第9条 区民委員会は、推進運動の目的に賛同する賛助会員を募集することができる。

2 賛助会員は、個人又は団体とする。

(賛助会員の登録)

第10条 賛助会員の登録を希望するものは、区民委員会に申込書を提出し、第11条に規定する賛助会費を納入するものとする。

2 区民委員会は、賛助会員登録簿を作成し、保管する。

(賛助会費)

第11条 賛助会費は、次の各号に掲げるとおりとし、納入のあった日の属する年度の収入とする。

(1) 個人会員 年間 1口 1,000円

(2) 団体会員 年間 1口 5,000円

(賛助会員の登録の取消)

第12条 次の各号の一に該当する場合には、賛助会員の登録を取り消すこととする。この場合、すでに納入した賛助会費は返還しない。

(1) 本人から賛助会員の登録取消の申し出があったとき

(2) 賛助会費の未納が2年連続したとき

(3) その他登録を取り消すべき相当の理由が生じたとき

(会議)

第13条 会議は、毎年1回以上会長が招集し、別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び予算の決定

(2) 事業報告及び決算の承認

(3) その他会長が必要と認める事項

(議決)

第14条 会議の議決は、出席委員（代理人の出席又は委任状提出の場合を含む。第18条において同じ。）の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(会計)

第15条 区民委員会の収入は、賛助会費、荒川区からの補助金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

2 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(幹事会)

第16条 区民委員会の会議を補佐するため、区民委員会に幹事会を置く。

2 幹事会に必要な事項は、会長が別に定める。

(情報連絡員)

第17条 区民委員会の情報連絡のため、区民委員会に情報連絡員を置く。

2 情報連絡員に必要な事項は、会長が別に定める。

(規約改正)

第18条 この規約は、会議において出席委員の3分の2以上の同意を得て改正することができる。

(委任)

第19条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附則

(施行期日)

この規約は平成17年4月19日から施行する。

(経過措置)

規約施行日から平成17年6月24日までの間は、「豊かな心を育む荒川3つの行動プラン区民推進委員会」の役員を、規約第5条に規定する役員とする。

附則

(施行期日)

この規約は平成18年7月5日から施行する。

附則

(施行期日)

この規約は平成19年5月21日から施行する。

附則

(施行期日)

この規約は平成23年7月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この規約は平成24年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この規約は令和2年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この規約は令和4年12月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区立小学校PTA連合会	荒川区ボーイスカウト・ガールスカウト連絡協議会	私立幼稚園等協会
区立中学校PTA連合会	高年者クラブ連合会	私立保育園園長会
小学校PTA連合会OB会	東京都薬物乱用防止推進荒川地区協議会	公立保育園
中学校PTA連合会OB会	荒川防犯協会	公立幼稚園園長会
南千住東部町会連合会	南千住防犯協会	区立小学校校長会
南千住西部町会連合会	尾久防犯協会	区立中学校校長会
荒川東部町会連合会	荒川交通安全協会	荒川区社会福祉協議会事務局
荒川西部町会連合会	南千住交通安全協会	荒川区シルバー人材センター
町屋町会連合会	尾久交通安全協会	荒川警察署
尾久東部町会連合会	荒川交通少年団	南千住警察署
尾久西部町会連合会	南千住交通少年団	尾久警察署
日暮里町会連合会	尾久交通少年団	荒川消防署
青少年育成南千住地区委員会	荒川消防団	尾久消防署
青少年育成荒川地区委員会	尾久消防団	
青少年育成町屋地区委員会	荒川消防少年団	
青少年育成尾久地区委員会	尾久消防少年団	
青少年育成日暮里地区委員会	荒川区商店街連合会	
荒川区保護司会	東京荒川ロータリークラブ	
更生保護法人 日新協会	東京リバーサイドロータリークラブ	
荒川区更生保護女性会	東京荒川ライオンズクラブ	
荒川明るい社会づくりの会	東京荒川西ライオンズクラブ	
モラロジー道德教育財団荒川モラロジー事務所	荒川区しんきん協議会	
家庭倫理の会 足立区	東京商工会議所 荒川支部	
荒川区心身障害児者福祉連合会	東京青年会議所 荒川区委員会	
荒川区女性団体の会	社会福祉法人 雲柱社	
荒川区国際交流協会	東京電力株式会社 上野支社	
民生委員・児童委員協議会	東京ガスネットワーク株式会社東京東支店	
主任児童委員	北豊島中学高等学校	
青少年委員連絡会	開成中学高等学校	
青少年委員連絡会OB	東京都立竹台高等学校	
荒川区スポーツ推進委員会	東京都立荒川工業高等学校	
荒川区体育協会	東京都立産業技術高等専門学校	
荒川区青年団体連合会	東京都立大学健康福祉学部	
荒川区少年団体指導者連絡会	日本青少年研究所	
東京都子ども会連合会		

「あらかわの心」推進運動区民委員会幹事会規程

平成17年4月19日決定

平成18年7月 5日改正

平成19年4月 1日改正

平成23年7月 1日改正

平成24年4月18日改正

令和 2年5月19日改正

令和 4年4月21日改正

(設置)

第1条 「あらかわの心」推進運動区民委員会規約第16条に基づき、「あらかわの心」推進運動区民委員会（以下「区民委員会」という。）に幹事会を置く。

(趣旨)

第2条 幹事会は、「あらかわの心」推進運動～心をつなぐ5つの取り組み～（以下「5つの取り組み」という。）の柱である「笑顔であいさつしよう」「きまりを守ろう」「思いやりを持とう」「いろいろな体験をしよう」「見守り、声をかけよう」に則した活動を区民すべてが実践していくよう、この運動の推進を図るものとする。

(活動内容)

第3条 幹事会は、前条の趣旨にもとづき、次の事業活動を行う。

- (1) 5つの取り組みに則した活動の企画に関すること。
- (2) 5つの取り組みに則した活動の広報・啓発活動に関すること。
- (3) その他、5つの取り組みに則した具体的実践活動に関すること。

(構成)

第4条 幹事会を構成する幹事は、第2条の目的に賛同する区内関係団体等及び公的機関の代表者又はその推薦による者若しくは会長の推薦による者とする。

- 2 幹事の任期は2年とする。
- 3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。
- 4 幹事長は、区民委員会の委員又は幹事のうちから、会長が指名する。
- 5 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。
- 6 副幹事長は、幹事のうちから、幹事長が指名する。
- 7 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

第4条の2

前条の規定に基づき、会長が推薦する者は、次のいずれかの要件を満たす者とする。

- (1) 過去に2期4年以上、幹事として活動してきた者

(2) 第3条の活動内容に積極的に参加してきたと会長が認める者

2 前条の規定に基づき、会長が推薦した幹事については、速やかに幹事に委嘱された後、幹事会において、その旨報告するものとする。

(会議)

第5条 会議は、幹事長が招集し、次の事項を処理する。

- (1) 事業計画及び収支予算を検討すること。
- (2) 事業報告及び収支決算を検討すること。
- (3) 幹事及び幹事が所属する団体等が行う5つの取り組みに関わる活動の協議調整に関すること。
- (4) 5つの取り組みに則した運動の企画立案を行うこと。
- (5) 「あらかわの心」ニュースを中心とした広報・啓発活動を行うこと。
- (6) その他会長が必要と認める事項

2 幹事長は必要があるときは、幹事以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

(事務局)

第7条 幹事会の事務局を子ども家庭部児童青少年課青少年育成係に置く。

附 則

この規程は、平成17年4月19日から適用する。

この規程は、平成18年7月 5日から適用する。

この規程は、平成19年4月 1日から適用する。

この規程は、平成23年7月 1日から適用する。

この規程は、平成24年4月 1日から適用する。

この規程は、令和 2年4月 1日から適用する。

この規定は、令和 4年4月21日から適用する。

町会連合会会長 各位

荒川区地域魅力発信実行委員会
委員長 小林 清三郎

荒川区地域魅力発信事業へのご協力をお願いにつきまして

春暖の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

荒川区地域魅力発信実行委員会では、芸術文化活動を通じて区の魅力を区内外に発信することを目的として、令和 6 年度より、区の魅力発信をテーマに「映画の制作」を行ってまいりました。

このたび、共催として本事業に携わる荒川区のほか、各地域の方々のご協力を賜りながら、映画の制作が完了致しましたので、下記のとおり「上映会」を開催致します。つきましては、広く区民の皆様へのご周知にご助力賜りたく、誠に恐縮にございますが、町会掲示板にポスターを掲示いただきたく、お取り計らいのほどよろしくお願い申し上げます。

記

1 上映会の概要

- (1) 開催日時 令和 7 年 5 月 25 日（日）
午後 3 時 30 分から午後 6 時まで（予定）
※午後 2 時 30 分開場
- (2) 会 場 荒川区民会館（サンパール荒川）大ホール
- (3) 内 容 映画上映のほか、映画監督や出演者によるトーク、落語の実施を予定しております。

2 ポスターの内容

PR ポスター A4 版（添付のとおり）

3 希望掲示期間

お手元に届きましてから、令和 7 年 5 月 25 日（日）までで可能な期間

【問い合わせ】荒川区地域魅力発信実行委員会事務局
地域文化スポーツ部文化交流推進課文化振興係
電話 3802-3795
担当者 向井、田口、橋口

企画・制作 荒川区地域魅力発信実行委員会
(共催：荒川区)

あらかわ ミラクルLOVE!

荒川区で展開する 愛と奇跡のムービー

サンパール荒川 大ホールにて開催！
令和7年5月25日(日)
開演15時30分(開場14時30分)
チケット 一般千円 子ども(中学生以下)五百円
サンパール荒川 町屋文化センターで販売

あらすじ
荒川区を舞台にしたほんわか
優しい恋物語。
若者が10数年までの様々な
LOVEが詰まっています。
下町の温かさに包まれたる組
のカップルに起きたミラクルな
物語です。

監督・脚本：松村克弥 撮影：倉持武弘 照明：西野哲雄 仕上げ：桜風涼

出演：布施博・安藤玉恵 夏樹陽子 林家三平 小宮孝泰・城戸真亜子

城之内正明 藤哀由美 藤岡範子・野間清史 ほか

■お問合せ 〒116-8501 荒川区荒川2-2-3 荒川区地域魅力発信実行委員会事務局
荒川区地域文化スポーツ部文化交流推進課文化振興係内
電話：03-3802-3795 FAX：03-3802-4769

7 荒環環第 1 1 4 号
令和 7 年 5 月 7 日
(公 印 省 略)

各 町 会 長 様

環境課長 檀上 和寿

令和 7 年度「新エコ助成」チラシの回覧について（依頼）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、いつも地域における環境推進にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

環境課では、ゼロカーボンシティ実現に向けた取組の一環として、省エネルギー及び創エネルギー機器等の設置促進を図るため、設置費用の一部を助成しています。今年度は「新エコ助成」としてリニューアルし、申請方法を機器設置完了後の事後申請に変更したほか、「高断熱ドアへの改修」と「直管型 LED 照明器具への改修」を新たな助成項目として追加しました。

つきましては、事業周知のため、お忙しいところ恐縮ですが、チラシの回覧をお願いいたします。

記

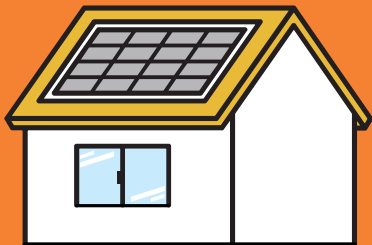
- 1 対象者 次のいずれかに該当する方
 - ・区内在住の方
 - ・区内に事業所を有する方
 - ・区内集合住宅の所有者・管理組合※「ZEH 等」は区内在住の方のみ対象
- 2 受付期間 令和 8 年 2 月 2 7 日（金）まで
- 3 助成条件 チラシ記載の助成対象機器等の設置完了日から 1 年以内かつ、受付期間内に申請書類一式を提出すること

【問合せ先】 荒川区環境課 環境推進係
〒116-0002 荒川区荒川 1-53-20
あらかわエコセンター3 階
電 話 5811-6463、5811-6850
(新エコ助成専用)

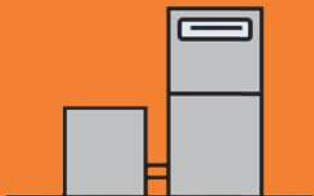
令和7年度 荒川区新エコ助成事業

従来のエコ助成事業等をリニューアルし、設置完了後の事後申請になりました！

太陽光発電システム



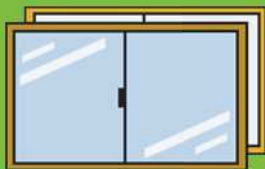
燃料電池
(エネファーム)



蓄電システム
(V2Hも対象)

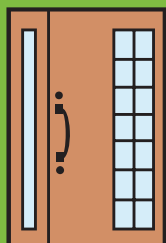


高断熱窓への改修



NEW!!

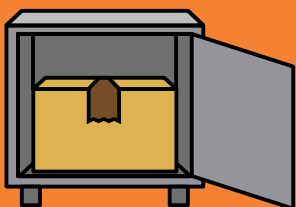
高断熱ドアへの改修



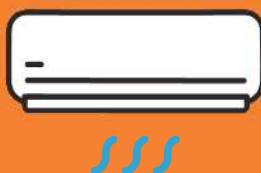
節水トイレへの改修



宅配ボックス

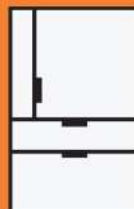


省エネエアコン



省エネ基準達成率100%以上

省エネ冷蔵庫



省エネ基準達成率105%以上

NEW!!

直管型LED照明器具
への改修



ZEH等



詳細はこちら



問い合わせ先

〒116-0002 荒川区荒川 1-53-20 あらかわエコセンター3 階
荒川区環境清掃部 環境課 環境推進係 新エコ助成担当
TEL.03-5811-6463または 03-5811-6850
午前9時～午後5時(祝日・年末年始を除く月～金)

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

助成条件・助成額の概要

太陽光発電システム

- ・(一財)電気安全環境研究所の「太陽電池モジュール認証」を受けているもの又は同等以上の性能、品質が確認されているもの
- ・電力会社との電力受給契約を締結すること

《助成額》出力1kWあたり2万円
《限度額》30万円(区内業者購入)
25万円(区外業者購入)

燃料電池(エネファーム)

- ・(一社)燃料電池普及促進協会が登録している定置用燃料電池装置又は同等以上の性能、品質が確認されている定置用燃料電池装置

《助成額》本体費用の1/5
《限度額》15万円(区内業者購入)
10万円(区外業者購入)

蓄電システム(V2Hも対象)

- ・蓄電池は、国が実施するZEH化等支援事業における補助対象機器として、(一社)環境共創イニシアチブに登録されているもの
- ・V2Hは、(一社)次世代自動車振興センターが認定した充電器のうち、電気自動車に蓄電している電力を住宅用電源として利用できるもの

《助成額》容量1kWhあたり5千円
《限度額》15万円(区内業者購入)
10万円(区外業者購入)

高断熱窓への改修

- ・室内の温度を快適に保つための高断熱窓(熱貫流率 $4.65\text{W}/\text{m}^2\cdot\text{K}$ 以下の内窓設置・外窓交換・ガラス交換)への改修
- ・室単位で、室内全ての既存窓を断熱改修するもの

《助成額》本体費用の1/2
《限度額》20万円(区内業者購入)
15万円(区外業者購入)

高断熱ドアへの改修

- ・室内の温度を快適に保つための高断熱ドア(熱貫流率 $3.49\text{W}/\text{m}^2\cdot\text{K}$ 以下)への改修

《助成額》本体費用の1/2
《限度額》20万円(区内業者購入)
15万円(区外業者購入)

節水トイレへの改修

- ・1回の洗浄水量が6.5L以下の便器への改修

《助成額》本体費用の1/2
《限度額》5万円(区内業者購入)
3万円(区外業者購入)

宅配ボックス

- ・(一財)ベターリビングが定める「BLマーク証紙」が表示され、移設できないように固定されたもの

《助成額》本体費用の1/2
《限度額》5万円(区内業者購入)
※集合住宅共用部施工:10万円
3万円(区外業者購入)
※集合住宅共用部施工:8万円

省エネエアコン

- ・省エネ基準達成率100%以上(目標年度:2027年度)のエアコン
- ※購入時に必ず「省エネ基準達成率」を店頭や「省エネ型製品情報サイト」等でご確認ください。

《助成額》本体費用の1/4
《限度額》5万円(区内業者購入)
3万円(区外業者購入)

省エネ冷蔵庫

- ・省エネ基準達成率105%以上(目標年度:2021年度)の冷蔵庫
- ※購入時に必ず「省エネ基準達成率」を店頭や「省エネ型製品情報サイト」等でご確認ください。

《助成額》本体費用の1/4
《限度額》5万円(区内業者購入)
3万円(区外業者購入)

直管型LED照明器具への改修

- ・既存のLED以外の直管型照明器具を、直管型LED照明器具へ交換するもの
- ・事業者による施工で、原則、照明及び器具をまるごと交換すること

《助成額》本体費用の1/2
《限度額》35万円(区内業者購入)
30万円(区外業者購入)

ZEH等

- ・住宅の引渡しを受けた日から1年以内
- ・以下のいずれかに該当する区内の新築一戸建て住宅
 - (1)BELSにて「ZEH」であることの認証を受けた住宅
 - (2)東京ゼロエミ住宅認証書の交付を受けた住宅
 - (3)LCCM住宅認定書の交付を受けた住宅

《助成額》一律25万円

※交付申請の審査において、必要に応じて現地調査を行う場合があります。

※申請者が偽りその他不正な手段等により助成金の交付決定を受けたときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとします。なお取り消された場合は助成金の返還が求められます。

注意事項

- ・荒川区内業者とは、領収書・内訳書の発行者住所が荒川区内で記載されている業者です。
- ・提出書類の「領収書、内訳書の写し」については、**本体費用と施工費用の内訳が明記され、原則、各項目が税抜価格で表示された、助成対象項目のみが記載されたもの**をご提出ください。
- ・助成金額の算出元となる助成対象経費は、対象機器等の**本体費用のみ(消費税除く)**です。**設置等にかかる施工費、既設機器の処分費等は対象外経費となります。**
- ・ポイント使用やクーポン等による値引き分(東京ゼロエミポイント含む)は、助成対象経費から除きます。
- ・申請に必要な書類以外で、審査上必要な書類の提出を、別途お願いすることがあります。

各町会長・自治会長 殿

荒川区健康部 健康推進課長 田中 欣也

令和 7 年度フレイル予防講座「楽しく続ける ひざ痛予防」の
ポスター掲示について（依頼）

平素から、区政に多大なるご支援・ご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。
さて、この度、令和 7 年度フレイル予防講座「楽しく続ける ひざ痛予防」を開催
いたします。

つきましては、広く区民の皆様にご案内するポスターを制作いたしましたので、
誠に恐縮に存じますが、下記の通り町会掲示板に掲示していただきたく、お取り計
らいのほどよろしくお願い申し上げます。

記

1 講演会概要

- (1) 開催日時 令和 7 年 6 月 2 5 日(水)午前 1 0 時 0 0 分～午前 1 2 時 0 0 分
(2) 会 場 サンパール荒川 3 階 小ホール

2 ポスターの内容

令和 7 年度フレイル予防講座「楽しく続ける ひざ痛予防」
PR ポスター A 4 版（添付の通り）

3 希望掲示期間

令和 7 年 6 月 1 3 日（金）までで可能な期間

問い合わせ 荒川区健康部 健康推進課 保健相談担当
担 当 者 谷、今泉
電 話 3 8 0 2 - 4 2 5 2

楽しく続ける ひざ痛予防

歩くと
ひざが痛い...

家族にひざが痛い
人がいる

元気に
過ごしたい！

ひざ痛を
予防したい！



日時 2025 **6/25** 水 10:00 ~12:00

※受付開始は9:30～

定員 **90名(先着)** 費用 **無料**

会場 サンパール荒川 3階 小ホール 持ち物 **筆記用具**

講師

東京都立大塚病院 院長
整形外科医

みべ じゅんや
三部 順也 医師

東京医科大学医学部 卒業
変形性関節症および関節リウマチの分野で
卓越した専門性を有す
2023年より現職



＼お電話での申込・問合せ／

☎ **03-3802-3111(内線 4 3 2)**

荒川区保健所 健康推進課 保健相談担当

受付時間：平日 8：30～17：15

申込期間：令和7年5月1日(木)～6月13日(金)

WEBでの申込



7 荒総総第 3 2 6 号
令和 7 年 4 月 1 8 日
(公 印 省 略)

町会連合会会長 各位

荒川区総務企画課長

あらかわ「社明」コンサートについて

新緑の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日ごろから青少年の健全育成にご尽力いただき、ありがとうございます。

さて、このたび「令和 7 年度（第 7 5 回）社会を明るくする運動」強調月間に当たり、「第 1 7 回あらかわ『社明』コンサート」を下記のとおり実施いたします。貴町会の皆様にも是非ご鑑賞いただきたく、ご案内申し上げます。

記

- 1 事業名 第 1 7 回あらかわ「社明」コンサート
- 2 日時 令和 7 年 7 月 5 日（土）
午後 2 時 3 0 分開演
※入場無料
※往復はがきによる事前の申込が必要です。
- 3 会場 サンパール荒川 大ホール
- 4 出演 東京消防庁音楽隊・カラーガーズ隊（予定）、南千住第二中学校
- 5 主催 荒川区保護司会

【問合せ】

総務企画課総務係 茂木

TEL 3 8 0 2 - 3 2 8 7（直通）

令和7年5月7日（水）

総務企画部総務企画課

事業名	令和7年度 第75回“社会を明るくする運動” 第17回あらかわ「社明」コンサート
目的	法務省の主唱する全国的な運動である「社会を明るくする運動」強調月間の主要事業の一つとして、青少年の健全育成の普及啓発及び区の文化振興のため開催する。
日時	令和7年7月5日（土） 14：30～
会場	サンパール荒川 大ホール
入場料	・入場無料（定員：850名） ・ <u>往復はがき（1枚2名様まで）による事前申込制</u> ※6月9日締切（必着） ※申込多数の場合は抽選となります。
主催	荒川区保護司会
共催	A C C（公財）荒川区芸術文化振興財団 荒川区・荒川区教育委員会 “社会を明るくする運動”東京都推進委員会・荒川区推進委員会
内容	東京消防庁音楽隊・カラーガーズ隊（予定）、 南千住第二中学校 ほか
添付資料	ポスター、チラシ兼往復はがき
問合せ	総務企画部総務企画課総務係 担当 茂木 TEL 3802－3287（直通）

各町会長・自治会長 各位

マンション対策等担当課長 杉山 奈津子

木造住宅に対する耐震化支援事業周知ポスターの
町会掲示板への掲示について（依頼）

平素から区政に多大なるご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

区では、木造住宅の安全性の向上を図るため、耐震診断などの耐震化費用の一部を助成しております。

つきましては、広く区民の皆様に耐震化支援事業をご案内するポスターを制作いたしましたので、誠に恐縮に存じますが、下記のとおり町会掲示板に掲示していただきたく、お取り計らいの程よろしくお願い申し上げます。

記

1 支援制度概要

	助成メニュー	要 件
旧耐震基準の住宅 (1981 年 5 月までに建築)	・耐震診断 ・耐震補強設計 ・耐震改修工事（防火耐震含む） ・耐震建替え工事 ・除却工事	・住宅部分が 2 分の 1 以上 ・診断の結果、構造評定（Iw）が 1.0 未満 ・耐震診断後 5 年以内
新耐震基準の住宅（2 階建まで） (1981 年 6 月～2000 年 5 月に建築：グレーゾーン住宅)	・耐震診断 ・耐震補強設計 ・耐震改修工事	

2 ポスターの内容

ポスター A 4 版（添付のとおり）

3 掲示期間

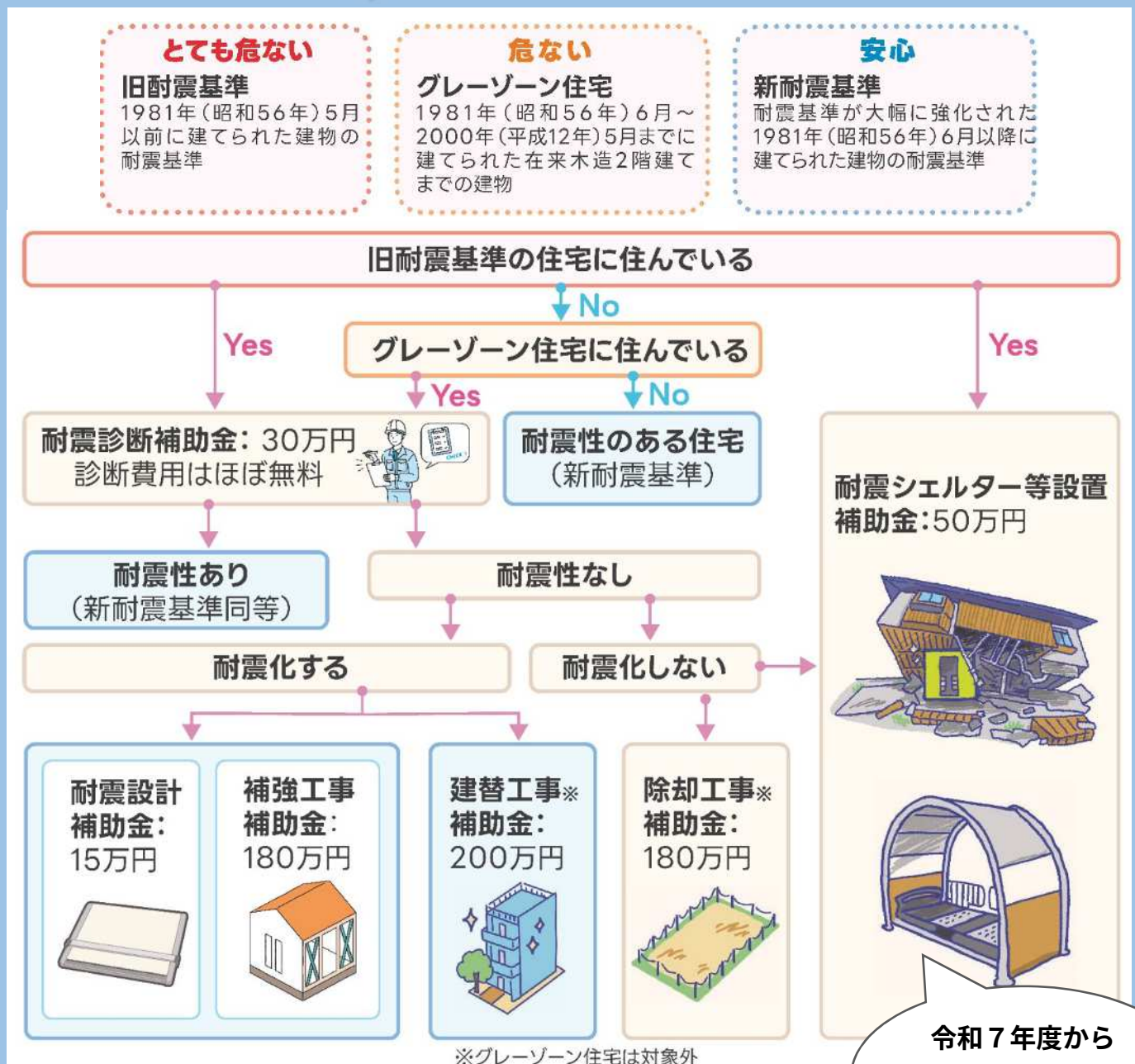
ポスター到着後 1 か月程度

お問合せ 防災都市づくり部住まい街づくり課住宅係
担 当 者 加藤 古川 池ノ谷
電 話 03-3802-4303（直通）

あなたの家は 大切な家族を守れますか？

区内では、**約9割**の住宅の耐震化が済んでいます。

地震による倒壊から**命**を守る取組フロー



区では、皆様の住宅の耐震化を支援しています。
制度の詳細については、下記までお問合せください。

令和7年度から
グレーゾーン住宅も
対象に拡大しました

詳細はこちら

お問合せ先

荒川区住まい街づくり課 住宅係
03-3802-3111 (内線2822)



防犯カメラ設置に係る補助金の改正について

令和7年度の「東京都地域における見守り活動支援事業補助金交付要綱」改正に伴い、防犯カメラ設置費に係る補助金について、下記のとおり変更になりましたので、お知らせします。

記

1 設置費に係る改定内容 ※令和7～8年度のみ（2年間の暫定措置）

【変更前】（通常）

団体4／24、東京都12／24、荒川区8／24



【変更後】

団体1／24、東京都18／24、荒川区5／24

（例）1台設置の団体負担額

60万円かかる場合

10万円から2万5千円になります。

$$60\text{万円} \times 1 / 6 = \underline{10\text{万円}}$$



$$60\text{万円} \times 1 / 24 = \underline{2\text{万5千円}}$$

2 維持費に係る改定内容

昨年度と変更はありません。

3 ご回答期限

防犯カメラの設置（新設、増設）及び更新（設置後7年を超える）を予定している町会、もしくは検討をしていきたい町会は、予算措置を行う関係上、令和7年7月18日（金）までに生活安全課にご連絡をお願いいたします。

【問い合わせ先】

荒川区生活安全課生活安全係

担当：武元、市山

03-3802-4652

町会・自治会 **コンサルタント** 派遣

町会・自治会のお悩み解決にむけて、
各分野の専門コンサルタントが伴走支援をします。

お気軽に
ご相談を！

相談**対象分野**は3つ

無料です！

加入促進、
担い手づくり

デジタル
活用

多文化共生

町会・自治会のみなさん！「定期的なイベントに工夫を加えたい」、「運営に課題がある」などのご要望やお悩みはありませんか。専門の**コンサルタント**がお伺いして、一緒に課題解決に取り組みます。

コンサルタントによる伴走支援の一例です。

加入促進、担い手づくり



- 加入促進に向けた防災等の各種イベント実施支援
- 住民向けアンケート調査
- 新たな活動の検討や運営の見直し、サポーターの制度化

デジタル活用



- ホームページやSNSを活用した情報発信
- 紙資料の電子・クラウド化
- イベント申込・会費集金・回覧板のデジタル化

多文化共生

やさしい日本語を
使ってみよう



- イベントを通じた理解促進など、外国人住民との共生に関する支援
- やさしい日本語での情報発信支援

申込方法や伴走支援の流れは、裏面をご覧ください。➡

コンサルタント派遣の流れ

Step1 荒川区へ個別相談

区の職員が課題やお悩みを伺います。相談は随時受け付けますので、まずは下記までご連絡ください。

南千住区民事務所	三森	03-3803-1793
荒川地域事務担当	坂野	03-3802-3466
町 屋区民事務所	小田澤	03-3892-2323
尾 久区民事務所	小倉	03-3894-6123
日暮里区民事務所	小原	03-3801-2100

Step2 荒川区と東京都つながり創生財団、コンサルタントが検討

- ・ヒアリングした課題を荒川区と専門コンサルタントが共有して、支援内容を相談します。
- ・課題解決にコンサルタント派遣が適しているか検討します。
- ・検討の結果、コンサルタントの派遣以外の支援事業等をお勧めする場合があります。

派遣決定

Step3 コンサルタント派遣開始

1回目 キックオフ

相談内容の確認やゴール地点、スケジュール等の打合せ

2回目～4回目 実施

スケジュール確認、企画・準備・実施サポート

最終回 ふりかえり

工夫した点や改善点などをふりかえり、
今後、町会・自治会の皆様ご自身で継続できるようアドバイス

- 【ご留意事項】
- ・個別相談会に必ずご参加ください。
 - ・最大5回までコンサルタントが訪問します。
 - ・訪問1回あたり約1～2時間を予定しています。
 - ・訪問期間は令和8年2月末までです。

問合せ先

荒川区 区民生活部 区民課 庶務係 担当：関沢

Mail:kumin@city.arakawa.lg.jp 電話番号：03-3802-3793

事業所管

公益財団法人東京都つながり創生財団 共助推進課 地域活動支援担当
<https://www.tokyo-tsunagari.or.jp/chokai/>

「コンサルタント派遣」と「まちの腕きき掲示板」の比較

	伴走支援サポート事業 コンサルタント派遣	まちの腕きき掲示板
支援する人	各分野の専門家	職務経験等や特技を活かしたい ボランティア
特徴	町会・自治会の抱える課題を整理し、 解決に向けた方法を一緒に考えて、 実際の取り組みを伴走支援します。	町会のちょっとしたお困りごとや、 特定のイベント等をサポートします。 町会・自治会が依頼内容を具体的に提示する 必要があります。
対象分野	①加入促進・担い手づくり ②デジタル ③多文化共生	ボランティアの「腕きき」が対応できる分野 ※これまでの依頼例：チラシのデザイン、デジタル化の 支援、イベントの撮影など
支援開始 までの流れ	① 町会・自治会が区の担当者へ事前相談 の上、区を通じて申込 ② 区・コンサルタント・東京都つながり 創生財団の3者で事前相談内容を共有・ 検討し、コンサルタントの支援で課題 解決ができるか検討 ③ 結果をお知らせ・支援開始	① 町会・自治会がウェブのマッチングサイト に「団体情報」と「お手伝い募集情報」を 登録（区がウェブ公開を承認） ② 「腕きき」からのエントリーを待つ ③ 町会・自治会と「腕きき」が面談を行い、 お互いに条件が合えば依頼
訪問 回数	最大5回まで訪問（1回あたり2時間程度） 支援期間中はメールでの問合せ対応も行います。	内容や条件により変動 ウェブのみの対応や、1日～3か月程度の短期間の 支援が多い傾向です。
実施 時期	派遣申込期限：2025年8月29日まで 支援対応期間：2026年2月末日まで	町会・自治会の希望する日からいつでも 開始可能
依頼 件数	1町会・自治会あたり1件まで	制限無し。同時に複数件の依頼可能
費用	◆ コンサルタント派遣・交通費は無料 ◆ 支援にかかる実費は町会・自治会負担 実費の一例：通信費、印刷代、郵送費等 （詳しくはお問合せ下さい。）	◆ 「まちの腕きき掲示板」システム利用料無料 ◆ 腕ききへの依頼料は基本的に無料 町会・自治会からの申し出により、 交通費や謝金等をお渡しする場合もあり ます。
活用例	◆ 防災イベントを通じた、町会活動参加の きっかけ作り ◆ 会費集金や回覧版の効率化の検討と実施 支援 ◆ 町会・自治会のサポーターを増やし活躍 してもらうための仕組みづくり	◆ 餅つき大会のつき手 ◆ 運動会のカメラ撮影 ◆ 町会活動PRチラシ作成 ◆ ホームページの更新マニュアル作成



令和7年度 **パパママ**

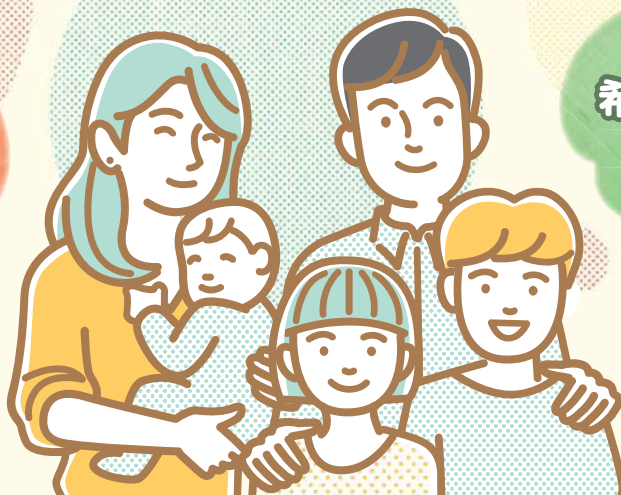
オンライン受講にも対応



東京ぼうさい出前教室

災害から子供を守るには？

災害から
子供を守るための
防災知識や備えに
ついて、学べます



希望の日時で
実施できる！

募集対象

都内の保育園・幼稚園のママ友・パパ友、子育てサークル、PTAなど、
0歳児～小学生のお子様の保護者10人以上のグループ



申込期間

前期…令和7年4月7日(月)
～令和7年5月30日(金)
後期…令和7年8月1日(金)
～令和7年10月1日(水)

実施期間

ご希望の日時を事前ヒアリングでお伝えください。

前期…令和7年6月15日(日)
～令和7年10月24日(金)
後期…令和7年10月25日(土)
～令和8年3月8日(日)

実施方式

オンライン方式 / 対面方式

講師

親子の防災に詳しい専門家

講義時間

60分コース / 90分コース
※グループワークの内容等に違いがあります。

募集団体数

100グループ ※応募多数の場合は抽選



受講までの流れ

Webフォームから
お申込み

お申込み後3営業日
以内に確認連絡を
いたします。

抽選結果通知

申込締切り後2週間
以内に抽選結果を代
表者様宛てに郵送い
たします。

事前ヒアリング
日程調整

実施希望日時や希望
する講義内容等につ
いて、代表者様に事前
ヒアリングを行います。

資料送付
(オンライン方式のみ)

代表者様宛てに郵送
いたしますので、受
講者の皆様に配布を
お願いいたします。



当日

東京防災
公式キャラクター
「防サイくん」

※データのための送付も可能です。

主催 東京都

実施方式

オンライン方式

- 受講者・講師がそれぞれご自宅等から、Web会議システム「Zoom」で参加します。
 - 各自で使い慣れたPC・タブレット・スマホをご用意いただきます。
 - 安定して速度のあるネット回線の接続が必要です。
 - 希望者の方にはZoom事前接続テスト等のサポートを実施いたします。
- ※通信にかかる費用は受講者のご負担となります。



Zoomマニュアルはこちら→

対面方式

- グループにて会場のご用意をお願いいたします。
(使用料負担を含む)
- ご希望の場合は託児サービスを手配いたします。
(事前ヒアリング時に要申込み)
- 収容人数等、会場には条件がございますので、
事前に事務局へご相談ください。



申込方法

Webフォームからお申し込みください。

- グループ名 ●代表者氏名
- 実施希望日時 ●実施方式(オンライン方式/対面方式)
- 会場名・会場住所 ※対面方式の場合のみ
- 受講予定人数 ※保護者の方の人数のみご回答ください。
- 申込コース(60分コース/90分コース) ※グループワークの内容等に違いがあります。
- 住所 ※決定通知の送付先
- ご連絡先(電話・メールアドレス)

Web申込はこちら



申込期限

前期:令和7年5月30日(金)

後期:令和7年10月1日(水)

※記載いただいた個人情報は、本事業にのみ使用します。

※当日は記録・広報用として、写真撮影及びビデオ録画を行います。また、撮影した写真を印刷物やホームページに掲載する場合があります。あらかじめご了承ください。

左記の項目を
お知らせください



内容、お申込方法など、ご不明な点がございましたらお気軽に事務局までご連絡ください。

事務局

パパママ東京ぼうさい出前教室事務局(東京都受託事業者・株式会社地域計画連合内)
TEL:03-5980-7011(9時~18時・土日祝除く) メールアドレス:info@pmbousai.tokyo

東京都は防災情報をXで発信しています! 登録番号 (6)84

X@tokyo_bousai

ユーザー名: @tokyo_bousai



家族が万引きを
繰り返している…

思わず暴力…

そんな
ときは…

犯罪お悩み

なんでも

相談

やめたいのに
やめられない…

立ち直りを
支えたい…

があります!!!

電話相談は
こちら

03-6907-0511

メール相談はこちら



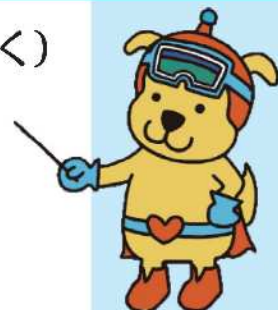
受付日・時間

火曜日・木曜日・土曜日（祝日、年末年始を除く）
午前9時～午後5時

匿名相談
OK

秘密厳守

相談無料



みまもりいぬ

※利用に伴う電話・通信費用は相談者負担です。相談員から来所相談についてご案内することがあります。

対象

都内在住の、万引きや暴力、痴漢などの犯罪行為をしてしまう
ご本人やそのご家族、支援に携わる方など

実施期間

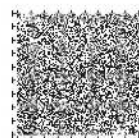
令和7年4月1日(火曜日)～令和8年3月21日(土曜日)

■犯罪をやめたいのにやめられない人、犯罪や非行から立ち直りたい人、
一人で抱え込まず、どんなことでもお気軽にご相談ください。

■社会福祉士等の専門職がお話を丁寧にお聴きして、あなたに合った支援に
つながります。

■ご家族、支援に携わる方からの相談も受け付けています。

このマークは目の不自由な
方のための音声コードです



相談の流れ

メール相談

電話相談

福祉関係等の
支援に携わる方も
ご相談いただけます。

福祉専門職員が
相談に対応

来所相談

適切な助言、
支援機関の紹介

一人で抱えこまず、どんなことでも、お気軽にご相談ください。
お話を聴き、あなたに合った支援につなぎます。

相談事例

ケース1 万引きをする家族に関するご相談



- 母が万引きで捕まった。いままでにも万引きで捕まったことがあるらしい。万引きがくせになっているのかもしれない。
- 母は悪びれる様子がなく不可解。父は最近の母について“何度も同じことを聞いてくる”と言う。

- 父親のエピソードから、認知症の疑いもあることを助言し、脳画像検査のできる精神科を紹介しました。
- 支援する家族の心身のケアについて助言しました。



ケース2 過去の罪から不安を抱える人からのご相談



- 過去、犯罪をしたことがある。
- 今も、知らないうちに誰かを傷つけたり、犯罪行為をしたりしていないか不安で毎日が辛い。

- 平日は時間がとれないとのことだったので、土曜日でも対応できる、予約可能な支援機関を紹介しました。



町会・自治会の皆様 「講師おまかせスマホ教室」を開催しませんか！！

「講師おまかせスマホ教室」とは・・・

都が講師を派遣。町会の皆様は会場のご用意と参加者の募集をしていただくだけで教室を開催できます。

<以下の2つから選べます> ※講習会・相談会の詳細は裏面をご覧ください。

- 講義形式の「スマホ講習会」
- マンツーマン形式の「スマホ相談会」

<開催期間>

開催可能期間：令和7年6月2日(月曜日)～令和8年2月28日(土曜日)
※土日祝日開催可。ただし、年末年始は除く。

【重要】令和7年度からの変更点

- 1 募集は3回となっています。
- 2 募集回数の変更に伴い、募集期間も変更になっています（4月、5月、8月の各14日から28日まで）。
- 3 申請書類案の提出を廃止します。募集期間内に原本をご提出ください。
- 4 令和7年度中にオンライン申請の導入を予定しています（開始時期は、別途東京都生活文化局ホームページでお知らせします。）。

<募集スケジュール>

	募集期間	交付決定・ 開催日決定	申請できる 教室の開催時期
第1回	4月4日(金)～4月18日(金)	5月上旬	6月2日以降の開催
第2回	5月14日(水)～5月28日(水)	7月上旬	8月1日以降の開催
第3回	8月14日(木)～8月28日(木)	10月上旬	11月4日以降の開催

<助成対象経費>

- ・教室の開催や打ち合わせ等に必要となる経費を助成します。
（例：会場使用料、プロジェクター、打ち合わせ用タブレット等）
- ・令和7年度地域の底力発展事業助成と重複して申請可能です。

※応募に関する詳細は、東京都生活文化局のホームページをご覧ください。

詳細はこちら



問い合わせ先

生活文化局都民生活部地域活動推進課

電話 03-5388-3166



「講師おまかせスマホ教室」実施概要



〈スマホ講習会〉

スマートフォンをお使いでない方や、操作に不慣れな方が、楽しみながらスマートフォンや各種アプリの活用を体験できる、教室形式の講習会です。

- ・ 講義時間：3時間（2時間の集団講義＋操作演習、1時間の質疑応答）
- ・ 講義内容：以下の4種類から1つ選択できます。
 - ① 基本操作（スマホの操作（タップ、スワイプ等）、アプリのインストール等）
 - ② コミュニケーション（LINE等SNS、チャット、ビデオ通話等）の基礎
 - ③ 情報収集（インターネット、ニュース、動画等）の基礎
 - ④ 申請・決済（インターネットショッピング・キャッシュレス決済等）の基礎

〈スマホ相談会〉

スマートフォンの利活用に関する疑問や不安をアドバイザーに相談することができる、マンツーマン形式の相談会です。

- ・ 参加者1人あたりの相談時間の目安は30分です。
- ・ 参加者数に応じて、開催時間（2時間、3時間、4時間）、アドバイザー派遣人数（2名、4名、6名）を選ぶことができます。

合同防災訓練を通じた地域のつながりづくりに取り組みませんか？

町会・マンションみんなで防災訓練



東京都は、町会と集合住宅の住民が合同で実施する防災訓練を支援します！
コーディネーターやスタッフを派遣し、区市町村や消防署とも連携して、訓練の実施をきめ細かくサポートします！

対象団体・連携先

都内に所在する単一町会・自治会で、区市町村において登録・把握されている団体
※令和7年度から集合住宅（マンション、団地等）世帯のみで構成する自治会も申請は可能です。
また、連携可能な集合住宅は、分譲マンションから、賃貸マンション、アパート、公営・公団等が所有・管理する集合住宅等に拡大します。本事業は相互に補完いただく関係の構築を支援するものであるため、類似する形態の団体同士では申請いただけません。

例 OKのケース	申請者：戸建て中心の町会	連携先：賃貸マンションの所有者
	申請者：分譲マンションの自治会	連携先：戸建て中心の町会
NGのケース	申請者：団地の自治会	連携先：分譲マンションの管理組合
	申請者：分譲マンションの自治会	連携先：分譲マンションの管理組合

この制度を広く活用いただくため
令和7年度から支援を拡充します

- ・申請町会等に合同防災訓練で使用する防災資機材の購入経費を助成(上限20万円)
- ・参加される住民の方には、東京アプリのポイントを付与(500ポイント)

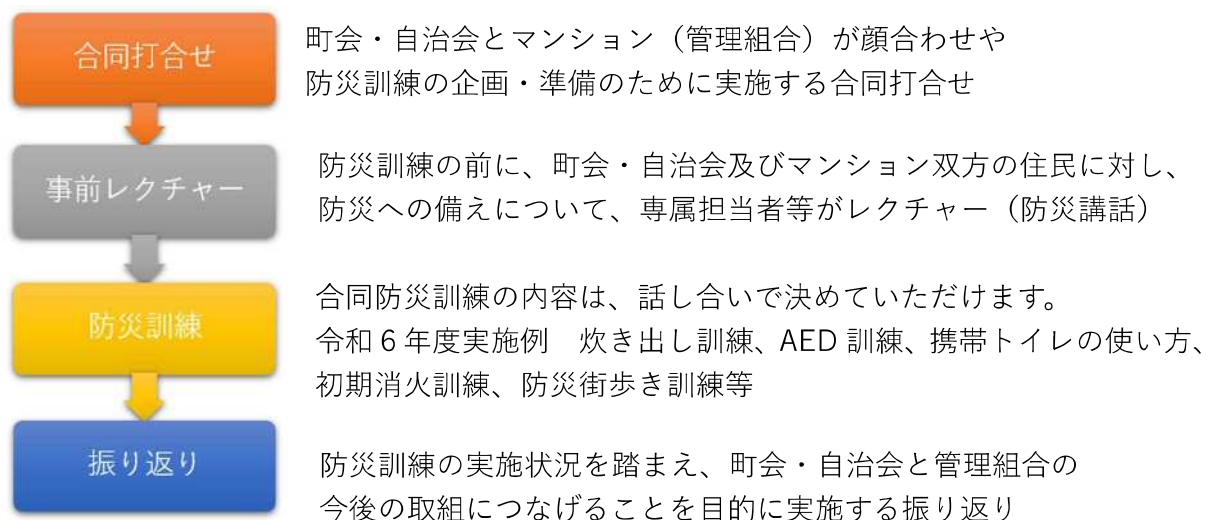
普段顔を見かけない人も
多くいて有意義な訓練だった

町会役員・マンションの理事長
で連絡体制が構築できた

令和6年度
実施した団体からの感想



事業の流れ・・・打合せや訓練など、町会とマンションがつながる機会を提供



「マンションに声をかけたが、理解が得るのが難しい…」「連携するマンションが見つからない…」など、お困りの町会・自治会の皆様は、

事前にご相談ください！マンションとのマッチングをサポートします！

- ✓コーディネーターが、マンション管理組合等へ事業趣旨の説明を行い、参加に向けた理解促進を図ります。
- ✓連携先となりうるマンション管理組合等を紹介します。



<申請をお待ちしております！>

- 対象団体数 60団体程度
- 申請期間 令和7年4月1日（月）から10月31日（金）まで
- 提出書類 ①申請書、②事業の共同実施・連携実施にかかる同意書、
③会則・規約等、役員名簿
④連携マンション管理組合等の会則・規約、役員名簿
- 提出先 以下の宛先までメールでご提出をお願いいたします。
宛先：町会・マンション みんなで防災訓練事務局
メールアドレス：bosai2025-tokyo@hit-bits.com
※件名に「町会・マンションみんなで防災訓練の申請」と記載してください。
- 問い合わせ先 町会・マンション みんなで防災訓練事務局 050-6864-7040（平日 10:00～18:00）
※事務局運営を民間事業者に委託しています。

申請書類・
詳細はこちら



【補足資料】

令和7年度「町会・マンションみんなで防災訓練」 申請者向け防災訓練資機材助成のご案内

「町会・マンションみんなで防災訓練」を申請される町会・自治会は、合わせて合同防災訓練で用いる防災資機材の助成を受けることができます。（助成上限額：20万円／助成率10/10）

○申請にあたっては、以下の表から、実施したい合同防災訓練のメニューと活用したい防災資機材を選んでいただきます。

○助成を受けるにあたっては、次年度以降も、継続して合同防災訓練を実施することが条件となります。（8年度に訓練実施報告書の提出が必要）

合同防災訓練メニュー	防災資機材
初期消火訓練	スタンドパイプ、可搬式消火ポンプ
救出・救護訓練	階段避難車、救急セット、担架、リヤカー、はしご、工具、救助用品（ジャッキ・ロープ）、A E D、毛布、ヘルメット、懐中電灯、仮設テント
情報連絡訓練	トランシーバー、メガホン、ラジオ
安否確認訓練	安否確認マグネット
トイレ訓練	マンホールトイレ
生活継続に使用する資機材の使用等訓練	給水タンク、炊き出し器、発電機、蓄電池、投光器、カセットボンベ（発電機用）、太陽光パネル（蓄電池用）、養生シート ※設置工事を伴う据置型の発電機、蓄電池、太陽光パネルは除く

※申請方法等は「町会・マンション みんなで防災訓練」の申請時にご相談ください。

※本助成を受けることができるのは、「町会・マンション みんなで防災訓練」の申請者（町会・自治会）に限ります。町会・自治会が連携先となった場合は、対象とはなりませんので、注意してください。

※本メニューや表にない訓練の実施や防災資機材の活用を希望される場合は、別途ご相談ください。なお、住民に配布をする備蓄用品や防災用の活用が想定されない物品は対象になりません。



詳細はこちら



フォームで
申込

二次元コードもしくは Web サイトよりご確認ください
<https://form.servicegrant.or.jp/mytown-shiensetsumei>



メール
またはFAXで
申込

①～⑨の項目について記載し、下記宛先までお送りください。
メール：mytown@servicegrant.or.jp
件名：支援内容説明会申し込み
FAX：03-6419-3885

①お名前	②町会・自治会名	③所在区市町村名
④メールアドレス	⑤電話番号	
⑥参加人数※いずれかを○で囲んでください。 1名 / 2名		(2名の場合) ご同伴者お名前
⑦参加希望日		⑧参加プログラム
☐ オンライン 6月19日(木) 19:00～ 【申込締切 6月12日(木)】	☐ 第1部のみ参加 ☐ 第1,2部両方参加 ※オンライン回の第2部は短縮版(30分)となります	
☐ 会場開催 6月28日(土) 14:00～ 【申込締切 6月21日(土)】	☐ 第1部のみ参加 ☐ 第1,2部両方参加	
☐ 会場開催 7月4日(金) 14:00～ 【申込締切 6月27日(金)】	☐ 第1部のみ参加 ☐ 第1,2部両方参加	
⑨その他連絡事項		

- ・支援を受けたいけれども3日程いずれも来られない方は、録画視聴をご案内しますので事務局宛にご連絡ください。
- ・同一町会・自治会からの参加人数は、各回2名以内をお願いいたします。
- ・第1部(90分)のみの参加も可能です。
- ・申込締切日前でも、先着順で定員に達し次第、申込を締め切る場合があります。予めご了承ください。
- ・オンライン参加の場合、パソコン、タブレット、スマートフォンいずれかのご用意が必要です。
- ・オンライン参加希望の方でZoomの接続が不安な方は、事務局宛にご連絡ください。

注意事項

- ・お申し込み時にいただいた個人情報は本事業の実務にのみ使用いたします。
- ・参加は先着順とし、原則申し込みをもって参加決定といたしますが、調整が必要な場合は別途ご担当者様へ電話、メールまたはFAXにて、ご連絡させていただきます。
- ・講座当日は写真や動画の撮影を行い、広報目的で使用いたします。
- ・申込締切日以降の参加希望は、事務局までご相談ください。

問い合わせ先 (事務局) 認定NPO法人サービスグラント(吉田・新井・栗原)
メール：mytown@servicegrant.or.jp
電話：03-6419-4021

所管部署

公益財団法人東京都つながり創生財団
共助推進課 地域活動支援担当
メール：chikatsu@tokyo-tsunagari.or.jp 電話：03-6258-1235

令和7年度 まちのつながり応援事業

町会・自治会運営や活動に
お悩みの方のための

まちの応援プロボノチーム
まちの情報発信講座

支援内容説明会

参加無料 要申込 先着順

第1回

6月19日
(木)

19:00～21:00
オンライン開催

第2回

6月28日
(土)

14:00～16:30
会場開催

第3回

7月4日
(金)

14:00～16:30
会場開催

会場

新宿NSビル3階会議室

【各回定員30団体】

6/28：J会議室 7/4：G会議室

オンライン

Zoom【定員なし】

「まちの応援プロボノチーム」・「まちの情報発信講座」は、
特技やスキルを活かして活動するボランティア「プロボノ」
と一緒に、町会・自治会の皆さまがお持ちの課題の解決を支援
する事業です。課題解決のために一歩踏み出してみませんか？

支援を受けたい方は、まず説明会に参加してください。

皆さまのご参加をお待ちしております。

プログラム 第1部のみの参加も可能です

第1部 90分

支援内容のご説明

「まちの応援プロボノチーム」「まちの
情報発信講座」各コースの支援内容と、
今まで支援が多かった課題に対する解
決手法の例をご説明します。

事例紹介

実際に課題解決に取り組んだ町会・
自治会から先行事例をご紹介します。

第2部 60分

支援活用検討ワーク

町会・自治会がお持ちの課題を棚卸・整理し、どん
な支援が活用できるかについて、グループで他の参
加者と共有しながら一緒に検討します。

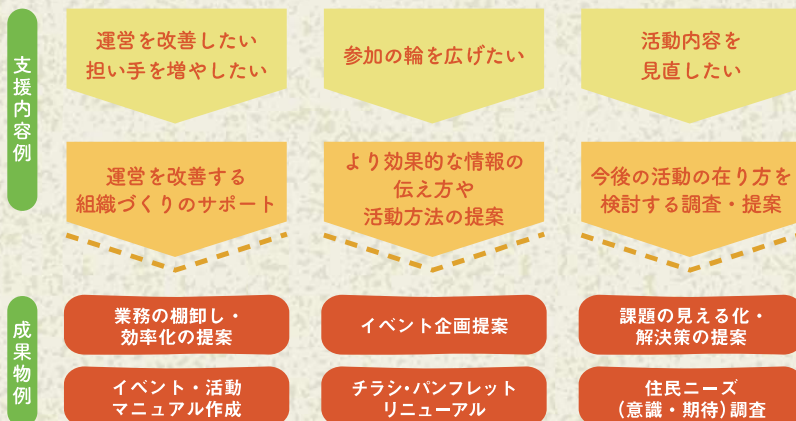
※オンライン回は、短縮版(30分)となり、検討方法のご案内が中心と
なります。

支援内容の詳細は中をチェック！

まちの応援プロボノチーム

2 か月～4 か月程度の個別支援

各町会・自治会が抱える個別の課題解決のため、5 名前後のプロボノワーカーチームが町会・自治会の皆さんのお声を聞きながらプロジェクトを推進し、町会・自治会ごとの成果物を提供します。



事業の流れ

6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

支援内容説明会

6/19(木)、6/28(土)、7/4(金)の
いずれか1回にご参加ください。※

支援を受けたい場合は
まずはこちらにご参加ください！
詳細は表面をチェック！

支援申込・参加決定

申込を元にヒアリングを行い、
支援内容を決定します。

まちの応援プロボノチーム

9月から2月の間で、2 か月から4 か月に渡ってプロボノチームによる支援を実施します。

まちの情報発信講座

10月から12月までの期間に
毎月1回、計3回の講座を開催します。

成果報告会 ※参加自由

プロジェクト内容や成果について
発表するイベントです。

まちの情報発信講座

計3回の講座型

町会・自治会の皆さんご自身が成果物作成に取り組む集合型講座です。
担当のプロボノワーカーと事務局スタッフが成果物作成をサポートします。

コース内容



ホームページ作成



LINE活用

無料ツール(Googleサイト)を使用し
てホームページ作成に取り組みます。
掲載内容の整理、運用方法の体得も
サポートします。

公式アカウントを中心に、目的に合わせ
たツールの効果的な活用策を検討し、
作成します。継続的な運用に向けた
計画も検討していきます。

過去の事例や事業の詳細は
「東京都町会ポータル」をご覧ください。

<https://www.tokyo-tsunagari.or.jp/chokai/>



※支援を受けたいけれども3回の支援内容説明会いずれも参加できない場合は、
録画視聴をご案内しますので事務局に個別にご相談ください。

「まちの応援プロボノチーム」と「まちの情報発信講座」は、令和5年度まで「地域の課題解決プロボノプロジェクト」にて
提供していた「個別支援」「実践講座」を令和6年度にリニューアルしたものです。